

〔最高裁判事例研究 四二八〕

平成二〇五（民集六二卷一〇号二五六一頁）

いわゆるフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約中の、ユーザーについて民事再生手続開始申立てがあつたことを契約解除事由とする旨の特約は、無効であるとされた事例

動産引渡等請求事件（最高裁平成一九年（受）第一〇三〇号、平成二〇年一二月一六日第三小法廷判決、上告棄却）

〔事実〕

一 リース業者であるA社（株式会社日本リース）は、平成五年五月一日から平成一〇年三月二〇日までの間に、複数回にわたり、飲食店業等を営むB社（北の家族株式会社）との間で、物件1（動産）の一部について、リース契約①を締結し、当該物件をBに引き渡した。

Aは、平成一〇年一月三〇日、会社更生手続開始決定を

受け、更生管財人が選任された。Aの更生管財人は、Bとの間で、平成一一年二月二〇日、物件2（動産）について、リース契約②を締結し、当該物件をBに引き渡した。

その後の平成一一年三月一日に、Aの営業等の譲渡を受け、リース契約の契約上の地位を承継したX社（原告・被控訴人・上告人…ジーイーキャピタルリーシング株式会社）は、同月一〇日、Bとの間で、物件1のうち、すでに引き渡された物件以外のものについてリース契約③を締結し、当該物件をBに引き渡した（以下では、物件1と2を併せて「本件リース物件」という）。

上記①ないし③の各リース契約（以下では、併せて「本件リース契約」という）は、いずれも、リース業者がリース期間中にリース物件の取得費、金利およびその他の経費等を全額回収できるようにリース料の総額が算定されている、いわゆるフルペイアウト方式のファイナンス・リース契約である。ところで、本件各リース契約には、以下の内容が定められている。すなわち、①ユーザーが指定する物件をリース業者が買い受けて、当該物件をユーザーにリースする、②ユーザ

1 は、その責任と負担でリース物件の点検・整備、修繕・修復を行う、③リース業者は、ユーザーがリース料の支払いを一回でも怠ったときは催告をしないで契約を解除することができ、契約が解除されたときは、ユーザーは、リース業者にリース物件を返還するとともに、未払いリース料およびその時点以降の支払いが予定されていたリース料の総額に近似した金額の規定損害金の支払義務を負う、④ユーザーは、リース期間中においてリース物件を使用しない期間または使用できない期間があっても、理由を問わずリース料の支払義務を免れない、⑤ユーザーは、リース物件の引渡しを受けた後、リース物件の一切の瑕疵に関し、リース業者に対して何らの請求もできない、⑥リース物件が、天災地変等により消滅し、または毀損・損傷して修理・修復が不能となった場合は契約終了となり、規定損害金の支払義務を負うといった内容である。また、本件リース契約には、ユーザーについて整理、和議、破産、会社更生などの申立てがあったときは、リース業者は催告をしないで契約を解除することができる旨の特約（以下では、「本件特約」という）が定められている。

しかるに、B は、平成一四年一月一七日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てをし、同月二一日、再生手続開始の決定がなされた。そこで、X は、同月二四日、B に対し、本件特約に基づき、本件各リース契約（リース期間の満了に伴い再リース契約が締結されたものを含む）を解除する旨の

意思表示をし（以下では、「本件解除」という）、その所有権に基づいて B に対して各リース物件の返還を求めるとともに、解除日から返還日までの本件約定損害金の支払いを求める訴えを提起した。

二 第一審（東京地判平成一六年六月一〇日判タ一八五号三一五頁・金判一三〇八号五五頁）は、以下のように述べて、X の請求をほぼ全面的に認めた。

(1) 本件特約の効力について

最三小判昭和五七年三月三〇日民集三六卷三三号四八四頁は、所有権留保付き売買契約の買主である株式会社更生手続開始の原因となるべき事実が生じたことを契約解除の事由とする特約について、会社更生手続の趣旨・目的（平成一四年法律第一五四号による改正前の会社更生法一条）を害するものであるから無効である旨を判示したものであり、確かに、その趣旨・目的は民事再生手続にもほぼ共通する。

しかしながら、会社更生手続において担保権の行使が禁止されているのと異なり、民事再生手続においては、担保権が別除権として、再生手続によらないで行使することができるものとされていること（民再五三条一項、二項）に鑑みれば、民事再生手続との関係では、本件特約を無効と解することはできない。すなわち、本件各リース契約のようなファイナンス・リース契約においては、リース料債務は契約の成立と同時にその全額について発生するから、ユーザーが民事再生手

続開始決定を受けた場合、未払いのリース料債権はその全額が再生債権となるが、リース業者は、リース物件を所有しつつ、同物件に対してユーザーが有する利用権について、リース料債権を被担保債権とする担保権を有するものと解され、リース業者による契約の解除は、その担保権の実行であるといふことができるから、民事再生手続との関係では、別除権行使の方法を定めたものといえる本件特約を無効と解することはできない。

(2) 本件約定損害金債権の性質について

Bは、民事再生手続開始の決定を受けた後、Xが行った本件解除によって本件リース物件の引渡債務を負ったにもかかわらず、これを履行しなかったのであるから、この引渡債務の不履行に基づく本件約定損害金債権は、民事再生法一九九条五号にいう再生債務者財産に関し再生債務者等が再生手続開始後にした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権に当たり、共益債権となるものといふべきである（請求認容額は約一億一〇〇万円）。

三 これに対して、Bが控訴し、Xも附帯控訴したところ、原審（東京高判平成一九年三月一四日判タ一二四六号三三七頁・金判一三〇八号四八頁）は、以下のように判示した。なお、本件訴訟の控訴審係属中に、Y社（セラヴィリゾート株式会社）が、Aを合併して、本件リース契約の契約上の地位を承継した。

(1) 本件特約の効力について

民事再生法は、その目的として、「経済的に窮境にある債務者について、その債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた再生計画を定めること等により、当該債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図ることを目的とする」と定めているところ、本件特約は、民事再生手続開始申立てがあつたときは、リース業者が、リース料債権につき遅滞がなくとも直ちにリース契約を解除できるようにし、結果として、リース業者をして、民事再生手続によらずに、リース物件を取り戻すことを可能にするものである。このように、民事再生手続開始申立てがあつただけを理由に、リース業者がリース物件を取り戻せることになると、民事再生の目的である「債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図る」ことが困難になるといわなければならない。そうすると、本件特約は、民事再生法の趣旨・目的を害するもので、これを無効と解するのが相当である（前掲最三小判昭和五七年三月三〇日を引用）。

確かに、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約は、実質的には金融を目的とし、リース物件の利用権がリース料支払債務の担保になっており、リース契約の解除は実質、担保権の実行の意味があるといふことができるところ、

民事再生手続においては、担保権は別除権として、民事再生手続によらずに行使できるとされているところである（民再五三条）。しかし、同時に、民事再生法は、中止命令の制度（民再三一条）や担保権消滅許可の制度（民再一四八条）を設け、事業に必要な物件等については、担保権の行使についてもこれを制約することを認めているのであり、本件特約による解除が実質担保権の行使であるとしても、それが無制約に行使できるとなると、やはり民事再生法の趣旨、目的を害するものといわなければならない。

(2) 本件約定損害金債権の性質について

ただし、Y（B）は、（本件契約解除前の）平成一三年一二月二七日に支払期日の到来した一部の物件等についてのリース料の支払いを遅滞しており、これらの物件のリース契約については、本件解除により解除の効力が生じたものということができる。そして、民事再生手続開始後に、契約が解除され、返還義務が生じたのにそれを履行しなかったことにより生じた、不法行為に基づく損害賠償債権は、民事再生法一一九条五号の「再生債務者財産に関し再生債務者等が再生手続開始後にした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権」または六号の「事務管理又は不当利得により再生手続開始後に再生債務者に対して生じた請求権」に該当するか、共益債権にあたると解するのが相当であるとして、Xの不法請求をほぼ全面的に認容した第一審判決を変更し、Xの不法

行為による損害金請求を一部認容した（請求認容金額は約九二万円）。

そこで、原判決に対してXが上告受理の申立てをした。

〔判旨〕

上告棄却。

一 法廷意見

「本件リース契約は、いわゆるフルペイアウト方式のファイナンス・リース契約であり、本件特約に定める解除事由には民事再生手続開始の申立てがあつたことも含まれるというのであるが、少なくとも、本件特約のうち、民事再生手続開始の申立てがあつたことを解除事由とする部分は、民事再生手続の趣旨、目的に反するものとして無効と解するのが相当である。その理由は、次の通りである。

民事再生手続は、経済的に窮境にある債務者について、その財産を一体として維持し、全債権者の多数の同意を得るなどして定められた再生計画に基づき、債務者と全債権者との間の民事上の権利関係を調整し、債権者の事業又は経済生活の再生を図るものであり（民事再生法一条参照）、担保の目的物も民事再生手続の対象となる責任財産に含まれる。

ファイナンス・リース契約におけるリース物件は、リース料が支払われない場合には、リース業者においてリース契約を解除してリース物件の返還を求め、その交換価値によって

未払リース料や規定損害金の弁済を受けるという担保としての意義を有するものであるが、同契約において、民事再生手続開始の申立てがあったことを解除事由とする特約による解除を認めることは、このような担保としての意義を有するにとどまるリース物件を、一債権者と債務者との間の事前の合意により、民事再生手続開始前に債務者の責任財産から逸出させ、民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせることを認めることにほかならないから、民事再生手続の趣旨、目的に反することは明らかというべきである。」

「以上によれば、民事再生手続開始の申立てがあったことを本件リース契約の解除事由とする特約を無効とし、これに基づく本件解除は効力を生じないとした原審の判断は是認することができる。」

二 田原睦夫裁判官の補足意見

「本判決の結論は、再生債務者がリース料金を滞納した場合のリース契約の解除の可否には、当然ながら何らの影響を及ぼすものではない。再生債務者がリース料金を滞納していれば、リース業者は、その債務不履行を理由としてリース契約を解除することができるのは当然である。また、一般に、リース契約では、ユーザーが倒産手続開始の申立てをした場合、ユーザーは、リース料金についての期限の利益を失い、直ちに残リース料金の全額を支払うべきものとする定めが置

かれているが、かかる期限の利益喪失条項の効力は、一般に否定されてはいない。

そうすると、ユーザーが民事再生手続開始の申立てをしたときは、通常、ユーザーはリース料金の期限の利益を喪失するから、リース業者はリース料金の債務不履行を理由にリース契約を解除することができることとなる。

しかし、ユーザーたる再生債務者が、民事再生手続開始の申立てと共に弁済禁止の保全処分の申立てをし、その決定を得た場合、再生債務者は、その保全処分の効果として、リース料金についても弁済をなすことが禁じられ、その反射的効果として、リース業者も、弁済禁止の保全処分によって支払を禁じられた民事再生手続開始の申立て以後のリース料金の不払を理由として、リース契約を解除することが禁止されるに至るものというべきである（最高裁昭和五三年(オ)第三一九号同五七年三月三〇日第三小法廷判決参照）。

ところで、民事再生手続が開始された場合、その開始決定の効果として、再生債権の弁済は原則として禁止される（民事再生法八五条一項）が、弁済禁止の保全処分は開始決定と同時に失効するので、再生債務者は、リース料金について債務不履行状態に陥ることとなる。したがって、リース業者は、別除権者としてその実行手続としてのリース契約の解除手続等を執ることができることとなる。そして、再生債務者は、民事再生手続の遂行上必要があれば、これに対し、担保権の

実行手続の中止命令（同法三一条一項）を得て、リース業者の担保権の実行に対抗することができると考える。」

〔評 釈〕

判旨結論に賛成である。ただし、今後に残された問題も多い。

一 本判決の意義と問題の所在

ファイナンス・リース契約は、リース業者がユーザーの選択したリース物件を販売店から購入して、一定期間、ユーザーに使用させ、ユーザーがその期間中にリース料をリース業者に分割で支払うことを内容とする契約である。リース業者がリース期間中にリース物件の取得費、金利およびその他の経費等を全額回収できるようにリース料の総額が算定されているフルペイアウト方式によるものが、その典型である。ファイナンス・リース契約には、ユーザーについて法的倒産手続開始の申立て等があると、リース業者は催告をしないで契約を直ちに解除できる旨の特約（倒産解除特約ないし倒産手続開始申立て解除特約という）が規定されていることが多い。

本件は、ファイナンス・リース契約における、再生手続開始申立てを契約解除事由とする特約（再生手続開始申立

て解除特約）の効力につき、最高裁が、はじめて無効であることを明らかにした裁判例である。周知のように、「1」¹最三小判昭和五七年三月三〇日民集三六卷三号四八四頁は、所有権留保付き割賦売買契約の買主につき会社更生手続開始申立てがあつたことを解除事由とする特約が付されている事案において、当該特約は、「債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ窮境にある株式会社事業の維持更生を図ろうとする会社更生手続の趣旨、目的（旧）会社更生法一条参照）を害するものであるから、その効力を肯認しえない」として、解除特約の効力を否定した。しかし、ファイナンス・リース契約における、再生手続開始申立て解除特約に、「1」判決の射程が及ぶかどうかについて争いがあることもあって、再生手続開始申立て解除特約の効力については、下級審判例・学説上、有効説と無効説とが対立していた。そうした中で、最高裁が、再生手続開始申立て解除特約は再生手続の趣旨・目的に反することを理由に再生手続では無効であることをはじめて明示したという点で、本判決は大きな意義を有する。また、本判決には、ファイナンス・リース契約の解除と弁済禁止の保全処分との関係について、田原睦夫裁判官の看過できない補足意見が付されていることから、その補足意見の解釈も問題

となる。そこで、以下では、法廷意見と田原裁判官の補足意見（以下では、たんに「田原補足意見」ということがある⁽²⁾）の双方を検討することにする。

二 ファイナンス・リース契約の位置づけ

(1) ファイナンス・リース契約の法的性質

フルペイアウト方式のファイナンス・リース契約の法的性質について、かつては、賃貸借契約の一種と解する下級審判例・学説も見られたが、最高裁は、一貫して、その実態を重視して賃貸借契約とは異なる担保付き金融取引（金銭消費貸借契約）であると解してきた⁽⁴⁾。この点に關し、

「2」最二小判平成七年四月一四日民集四九卷四号一〇六三頁⁽⁵⁾は、ファイナンス・リース契約のユーザーについて会社更生手続開始決定がなされた場合に、未履行双務契約の処理に關する旧会社更生法一〇三条一項〔現行会更六一条一項〕の適用があるか否かが争われた事案において、リース料の算定の仕方を根拠に、ファイナンス・リース契約の「実質はユーザーに対して金融上の便宜を付与するものである」⁽⁶⁾あり、「右リース契約においては、リース料債務は契約の成立と同時にその全額について発生し、リース料の支払が毎月一定額によることと約定されていても、それはユー

ザーに対して期限の利益を与えるものにすぎず、各月のリース物件の使用と各月のリース料の支払とは対価關係に立つものではなく、「会社更生手続の開始決定の時点において、未払のリース料債権は、期限未到来のものも含めてその全額が〔旧〕会社更生法一〇二条〔現行会更二条八項〕にいう」「財産上の請求権〔更生債権〕に当たるというべきであり、「ファイナンス・リース契約において、リース物件の引渡しをしたリース業者は、ユーザーに対してリース料の支払債務とけん連關係に立つ未履行債務を負担して」おらず、リース契約は、双方未履行の双務契約には該當しないととして、旧会社更生法一〇三条一項〔現行会更六一条一項〕の適用を否定している。そして、この点は、民事再生手続においても同様に解されるから、リース料債権は、ファイナンス・リース契約の成立と同時に発生し、ユーザーについて再生手続が開始したときは、未払いのリース料債権全額が再生債権となり、ファイナンス・リース契約については民事再生法四九条一項に基づく再生債務者等からの解除権は否定される⁽⁶⁾。本判決も、このことを当然の前提としている。

(2) 担保の目的物

もつとも、未払いリース料債権は、たんなる無担保債権

ではなく、担保付きの債権であるとの理解が一般的である。前掲「2」判決自体は、ファイナンス・リース契約の担保としての性質決定が不可欠な事案ではなかったために、リース料債権が一般更生債権にとどまるのか更生担保権になるのかについて明示していなかったが、リース料債権を、会社更生手続上、更生担保権として処遇することは、実務ではほぼ確立していた。⁽⁷⁾ 本判決も、ファイナンス・リース契約におけるリース物件が、「その交換価値により未払リース料や規定損害金の弁済を受けるといふ担保としての意義を有する」と判示しており、民事再生手続上、未払いリース料債権や規定損害金債権を別除権付き再生債権として位置づけることを明らかにしている。⁽⁸⁾

ただし、担保の目的物の捉え方については見解が分かれている。考え方としては、①所有留保類似の担保であり、リース物件の所有権そのものが担保の目的物であるとする見解（所有権説）⁽⁹⁾と、②ユーザーがリース物件に対して有する利用権を目的物として質権または譲渡担保権が設定されているとする見解（利用権説）⁽¹⁰⁾とが対立している。近時は、②説に従った裁判例が多く、⁽¹¹⁾ 本件第一審判決および原判決もこの説に立つ。もっとも、本判決はこの点を明示していない。ただ、ファイナンス・リース契約は、所有権留

保や譲渡担保とは異なり、リース期間が満了しても、担保目的物の所有権は、終始リース業者にあるから、リース物件そのものを担保の目的物と解するにはその前提を欠いているといわざるを得ない。ファイナンス・リース契約を担保と捉える限り、担保の目的物はリース物件の利用権と解すべきであろう。⁽¹²⁾

(3) 担保権実行の態様

次に、担保権の実行方法をどのように捉えるべきかも問題である。この点につき、前記利用権説は、担保権の実行を、ユーザーからリース業者へ（リース物件の）利用権を移転させることと捉え、具体的な実行方法としては、解除特約が付いている場合には契約解除権の行使が（また解除を前提としないでリース物件の返還が認められる場合には物件の返還請求が）担保権の実行であるとしている。しかし、契約解除の意思表示のみで担保権実行が終了すると解するかどうかについては、後述の担保権実行に対する中止命令の可否の問題（後述四(3)参照）も絡み、利用権説の中でも見解が分かれる。すなわち、多数説は、契約解除権の行使により、ユーザーの有するリース物件の利用権はリース業者に移転し、利用権は混同によって消滅するから、リース業者はリース物件の完全な所有権を取得し、担保権

の実行は終了するとする。⁽¹³⁾しかし、利用権説に立ちながら、リース物件の取戻しまでを担保権の実行手続とする見解や、⁽¹⁴⁾清算義務の完了をもって担保権実行の終了とする見解⁽¹⁵⁾もある。さらには、仮登記担保法二条一項を類推し、清算通知が到達した後二ヶ月間は担保権の実行手続は終了せず、その間に中止命令を発令できるとする見解もある。⁽¹⁶⁾もつとも、原判決は、利用権説を採用した上で、契約解除の意思表示によって担保権実行が終了するとしている。本判決は、ファイナンス・リース契約の解除を、担保権の実行の一環として位置づけているが、契約解除の意思表示により担保権実行が終了するとする趣旨か、さらにリース物件の返還等までも含む趣旨かは明らかではなく、それらの点は、今後の課題として残されている。⁽¹⁷⁾

三 再生手続開始申立て解除特約の効力

(1) 最三小判昭和五七年三月三〇日の射程

前掲「1」判決（最三小判昭和五七年三月三〇日）が、更生手続開始申立て解除特約を無効とした理由および同判決の射程に関しては、周知のように、見解が分かれている。

①「1」判決の射程を広く解し、倒産解除特約の効力を、すべての倒産手続との関係において否定する見解がある。

この見解は、その理由として、本来、債務者の責任財産として債権者全体の満足に供せられるべき財産が倒産解除特約によって公示もないまま取戻権の対象となって責任財産から離脱することを認めるのは、債権者平等の確保という倒産手続の目的に反する点や、⁽¹⁸⁾倒産解除特約の効力を認めてしまうと、相手方は、常に解除権を主張でき、倒産法が未履行双務契約に関して履行または解除の選択権を管財人等に与えたこと（破五三条一項、民再四九条一項、会更六一条一項）の意味が失われてしまう点を挙げている。⁽¹⁹⁾①説によれば、倒産解除特約は再建型倒産手続のみならず、清算型倒産手続でも効力が否定されることになる。⁽²⁰⁾

また、②「1」判決の判旨を、倒産解除特約の効力を債務者の事業の維持・再建という再建型倒産手続の目的に抵触する限りで否定したものと解する見解もある。⁽²¹⁾つまり、判旨は、倒産解除特約に基づき契約が解除され、事業の継続に不可欠な財産が取り戻されると、債務者の事業の維持更生を図ることが困難になるため、当該特約の効力を否定したのであり、したがって、「事業の継続のために不可欠な」財産を対象とするものである限り、更生手続だけでなく再生手続においても、倒産解除特約は無効であると解する見解である。この説によると、破産手続では倒産解除特約は

有効と解される。この見解による下級審裁判例もある。⁽²²⁾

さらに、③「1」判決の判旨は、更生手続では手続開始によって担保権の実行も制約される（会更四七条一項）ため、非典型担保たる所有権留保付き売買における担保権実行としての意味を有する売主の契約解除を否定したものにすぎず、したがって、担保権者が別除権として取り扱われる民事再生手続（民再五三条参照）には、「1」判決の射程は及ばないと解する見解もある。⁽²³⁾ 本件原判決は、倒産解除特約の効力を否定する理由として、リース物件がしばしば事業再生の基礎となる点や債務者の事業の再生という民事再生法の趣旨・目的を挙げている点で、③説に親和的である。⁽²⁵⁾

現行破産法の制定過程では、倒産解除特約の効力について規定を設けて法律関係を明確にすることが検討されたが、上記のように前掲「1」判決の射程に関する理解が一定していないことや、再建型倒産手続に限りて効力の制限を設けるとしても、対象となる契約の範囲等、要件を明確にすることが困難であることから、立法化は見送られたという経緯がある。したがって、この問題については、なお解釈に委ねられることになったが、そうした中で、本判決は、フルペイアウト方式のファイナンス・リース契約中の民事再生手続開始申立てを契約解除事由とする特約を、最高裁が

民事再生手続の趣旨・目的に反し無効であると判示したものであり、その意義は大きい。

(2) 倒産解除特約の効力

確かに、倒産解除特約が有効とされた場合には、ユーザーが再生手続開始申立てをすると、リース料債務の遅滞がなくても、ファイナンス・リース契約を解除され、リース物件の返還をリース業者から求められる結果、当該物件が再生債務者の事業の再生に必要不可欠な場合には、事業の再生に著しい支障を来すことが予想される。この点、会社更生手続では、更生手続開始後の担保権実行が全面的に禁止されている（会更四七条一項）ことから、更生手続開始申立てを理由に更生手続開始前に担保権実行としての契約解除を認めることは、更生手続の趣旨・目的を害するので、ファイナンス・リース契約における更生手続開始申立て解除特約は無効であるとの結論を導きやすい。これに対して、再生手続の場合には、担保権は別除権として再生手続によらずに行使でき（民再五三条二項）、また、再生手続開始後であっても、リース料の支払いがないと、担保権実行としてファイナンス・リース契約の解除ができるから、再生手続開始申立てを理由に本件特約の効力を否定する理由が乏しいことは否定できない。⁽²⁶⁾ そのため、以上の点を根

扱に、ファイナンス・リース契約における再生手続開始申立て解除特約は有効であるとするとする下級審判例⁽²⁷⁾もあり、また、同趣旨の学説⁽²⁸⁾も有力に主張されている。

しかし、民事再生法は、担保権実行について制約のなかった旧和議法とは異なり、担保権実行に対する中止命令制度（民再三一条）や担保権消滅請求制度（民再一四八条以下）を設けて、担保権実行による担保権者の利益と、事業継続に必要な担保目的物の利用を確保することによる再生債務者または再生債権者の利益とを調整しようとしている⁽²⁹⁾。にもかかわらず、ファイナンス・リース契約について、再生手続開始申立て解除特約を理由にリース業者に担保権実行を認めてしまうと、担保権者の一存で、別除権をめぐる利益調整の機会が奪われてしまい、「権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業の再生を図る」（民再一条）という民事再生手続の趣旨・目的を達成することができないおそれがある。そこで、本判決は、ファイナンス・リース契約におけるリース物件は、未払リース料債権のための担保としての意義を有するとした上で、再生手続開始申立て解除特約を理由とする解除を認めることは、そのように担保としての意義を有するにすぎないリース物件を、再生手続開始前に、債務者の責任財産から逸出させ、「民事再

生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせること」になり、民事再生手続の趣旨・目的に反することを理由に、ファイナンス・リース契約における再生手続開始申立て解除特約は無効であるとした。これは、所有権留保付き割賦売買契約の買主につき会社更生手続開始申立てがあったことを解除事由とする特約は、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ窮境にある株式会社事業の維持更生を図ろうとする会社更生手続の趣旨・目的を害するから無効であるとした前掲「1」判決と基本的に軌を一にするものである⁽³⁰⁾。

前掲「1」判決では、倒産解除特約が会社更生手続の趣旨・目的を害する理由の詳細は示されていないが、本判決は、本件倒産解除特約が民事再生手続の趣旨・目的に反する理由として、本件特約による解除を認めると、「担保としての意義を有するにとどまるリース物件を、一債権者と債務者との間の事前の合意により、民事再生手続開始前に債務者の責任財産から逸出させ、民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせること」になるという点を挙げている⁽³¹⁾。この点で、本判決は、前掲「1」判決の射程に関する見解のうち⁽³²⁾の③の見解を採っていると考えられる。かかる理解に対

しては、本判決が、一般債権者と債務者との合意による責任財産の逸出や倒産手続の中での担保物件の必要性に応じた対応に言及していることから、清算型倒産手続においても倒産解除特約を無効とする可能性を説く見解もある。⁽³³⁾しかし、破産手続における担保権の制約の中心である担保権消滅請求は、破産管財人が破産財団帰属財産を任意売却する場合で適用されるものであるが、リース物件の所有者は債権者たるリース会社であるから、破産管財人による任意売却は考えられず、何らかの「対応」があり得るのはファイナンス・リース以外の場面である。⁽³⁴⁾また、一債権者と債務者との合意による責任財産の逸出の不当性のみから民事再生手続における倒産解除特約の無効を導くことができるかどうかについては、なお検討を要するが、その点を措くとしても、同様の理由のみから破産手続における倒産解除特約の無効をも本判決の判示から読み取るのは困難であると考えられる。⁽³⁶⁾

(3) 「リース物件の必要性に応じた対応」

以上のように、本判決は、再生手続開始申立て解除特約の効力を否定することにより、再生債務者に再生手続の中でリース物件の必要性に応じた対応をする機会を確保しようとしたものである。もっとも、本判決は、この「リース

物件の必要性に応じた対応」の中身については特に明示していない。しかし、ここで想定されている「対応」の具体的内容としては、原判決や田原補足意見が挙げる担保権実行中止命令や担保権消滅請求の利用が含まれるほか、別除権協定の締結に向けた交渉が含まれていると解される。⁽³⁷⁾しかし、非典型担保であるファイナンス・リース契約において、担保権実行中止命令や担保権消滅請求制度をどのように類推適用するかについては議論が分かれており、⁽³⁸⁾リース物件の必要性に応じて具体的にどのような対応がとれるかは、今後に残された課題である。

ただ、本判決が、倒産解除特約を有効と理解すると、上記のような「対応」の機会が失われるとした背景には、解除を有効とすると、取戻権の問題しか残らず、そもそも中止命令発令の余地はないとの理解が前提になっている。しかし、先に見たように(二)(3)、非典型担保たるファイナンス・リース契約については、契約解除の意思表示のみでは担保権実行は終了せず、リース物件の取戻しや清算義務の履行等があつてはじめて担保権実行が終了するという見解もあり、かかる理解に立てば、倒産解除特約を「有効」と解してもなお上記のような「対応」がとれる余地がある。⁽³⁹⁾

じた対応をする機会を確保するためには、必ず倒産解除特約を「無効」と解さなければならないというものではない。⁽⁴⁰⁾ もっとも、有効説を採った場合には、担保権実行がいつ終了するのか（＝取戻権の発生時点をどのように捉えるのか）がはっきりしないという不安定さが残ることから、本判決は、かかる不安定さを避けるために、倒産解除特約を無効とする解釈を選択したという推測も可能であるという評価もある。⁽⁴¹⁾

四 再生手続開始申立て解除特約を無効と解した場合の問題点

題点

(1) 倒産解除特約以外の事由による解除の有効性

ところで、ファイナンス・リース契約には、倒産解除特約（倒産手続開始申立て解除特約）のほか、期限の利益喪失特約が併せて約定されているのが一般的である。しかも、期限の利益喪失特約は、リース料の延滞がなくても、ユーザを債務不履行状態にし、それを理由にリース契約を解除できるという点で、倒産解除特約に匹敵する内容・機能を有している。⁽⁴²⁾ そこで、倒産解除特約を無効と解する場合⁽⁴³⁾には、期限の利益喪失特約も無効と解すべきであるとする見解や、期限の利益喪失特約に基づく債務不履行解除も否

定しないと、倒産解除特約を否定した意味がほとんどなくなる⁽⁴⁴⁾として、この場合には、権利濫用等が問題となり得ることを指摘する見解もある。

しかし、ファイナンス・リース契約の解除が、前述のように担保権の実行を意味するのであれば、リース業者が、債務不履行を理由に、リース契約の解除ができるのは、当然のことであり、田原補足意見も、本判決の結論はこの場合の契約解除の可否には影響しないと述べている。また、実質的に見ても、再生手続開始によって債権が現在化されず、⁽⁴⁵⁾ しかも債権届出期間内に相殺の意思表示を完了しておかなければならない民事再生手続において（民再九二条一項参照）、期限の利益喪失特約の効力を否定してしまうと、たとえば、相殺に対する再生債権者の合理的な期待が保護されないおそれがある。少なくとも別除権にかかわる期限の利益喪失特約については、その効力を認めざるを得ないように思われる。⁽⁴⁶⁾ 田原補足意見も、期限の利益喪失特約は有効であることを前提としている。

(2) 弁済禁止の保全処分発令後の担保権実行の可否

本判決は、既に見てきたように、ファイナンス・リース契約の解除に担保権実行の意味があるとしても、再生手続開始申立てと同時に契約解除（＝担保権実行）を認めると、

担保権者の一存で、別除権をめぐる利益調整の機会が奪われてしまい、「権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業の再生を図る」という民事再生手続の趣旨・目的を達成できなくなるとの理由で、再生手続開始申立て解除特約を無効であるとしたものである。

では、再生手続開始申立て後、手続開始までの間に、弁済禁止の保全処分（民再三〇条一項）が発令されている場合も、リース業者は、リース料債務の履行遅滞を理由としてリース契約の解除（＝担保権実行）ができるのであろうか。この点については、①仮にリース料債務について弁済禁止の保全処分が出ていても、それ自体にはリース契約の解除を妨げる効果はないとする見解と、②再生債務者は、弁済してはならない旨の裁判による拘束を受けているのであるから、債務を弁済しないことは債権者の責めに帰すべき事由によらないものであり、債権者が履行遅滞を理由に契約を解除することは許されないとする見解が対立している。田原補足意見は、ファイナンス・リース契約につき、②の見解に立つことを明らかにしている。それは、①の見解によると、当該リース物件が再生債務者の事業の再生に不可欠な場合であっても、リース料金の不払いが生じると、契約解除（＝担保権実行）によりリース物件の利用権が

（リース業者へ）移転してしまい、再生手続開始申立てから再生手続開始までの間に（一週間ないし三週間程度の間）⁽⁴⁹⁾、ユーザー（再生債務者）がリース業者（別除権者）との間で、今後のリース料債務の支払等につき弁済協定（別除権協定）の締結に向けて交渉を行う機会が失われてしまうからである。⁽⁵⁰⁾ その意味で、田原補足意見が、再生債務者は、弁済禁止の保全処分発令の効果として、リース料金についても弁済をなすことが禁じられ、その反射的效果として、リース業者も、再生手続開始申立て後のリース料金の不払いを理由に、リース契約を解除できないと説示したのは、もっぱら再生債務者と債権者との「権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業の再生を図る」という民事再生法の趣旨・目的からみて、妥当な判断であった⁽⁵¹⁾ということができる。

(3) 再生手続開始決定後の担保権実行の可否

次に、再生手続開始後に、リース料金の不払いがあった場合に、リース業者は、そのことを理由にファイナンス・リース契約の解除ができるか。田原裁判官は、補足意見の中で、再生手続の開始により弁済禁止の保全処分は失効するので、再生債務者は債務不履行に陥るから、リース業者は別除権者として担保権実行としてのファイナンス・リー

ス契約の解除手続等をとることができるとしている。かかる田原補足意見に対しては、保全段階では契約解除ができないのに、再生手続開始決定があると契約解除が可能となり、本来、権利行使への制限が弱いはずの保全段階の方が効果が強力になるという逆転現象が生じる点で違和感を拭きできないといった批判⁽⁵²⁾や、再生手続開始決定には再生債権に対する弁済禁止の効果があり、開始決定後も契約解除ができないと考えなければ、一貫性を欠くといった批判もある⁽⁵³⁾。

しかし、別除権者は、再生手続開始決定後も、再生手続によることなく担保権を行使できる（民再五三条二項）という⁽⁵⁴⁾のが、民事再生法が担保権を別除権としたことの帰結であるから、ファイナンス・リース契約を担保権と構成する以上、リース業者としては、再生手続開始決定後に、その別除権の行使を禁止されるわけではないはずである⁽⁵⁵⁾。その意味で、田原補足意見は、弁済禁止の保全処分の効力が再生手続開始決定と同時に失効し、債務不履行状態に陥ることを根拠に、開始決定後はリース業者が別除権の行使として契約解除ができると解することにより、リース業者の別除権者としての地位を保障しようとしたものと考えられる⁽⁵⁶⁾。

(4) 担保権実行に対する中止命令の可否

もつとも、リース業者による担保権実行の手続が契約解除の意思表示のみで終了してしまうとすると、本判決が再生手続開始申立て解除特約を無効としたことの意義が実質的に失われる結果となる。そこで、田原裁判官の補足意見が示唆するように、ユーザー（再生債務者）が、担保権実行に対する中止命令（民再三一条一項）を得て、リース業者との間で、リース料の支払いに関する弁済協定（別除権協定）の締結に向けて交渉をするための時間を確保することがきわめて重要となる。

ここで再び問題となるのは、ファイナンス・リース契約のような非典型担保に、民事再生法三一条一項所定の中止命令の規定が類推適用されるか、という点である。中止命令につき、民事再生法三一条一項が「競売申立人」という文言を用いていることから、対象となる手続としては、民事執行法の定める担保権実行手続を想定しているようにも見える。そのため、非典型担保への民事再生法三一条の類推適用を否定する見解も実務家を中心に存在する⁽⁵⁷⁾。しかし、圧倒的多数の見解は、担保権実行の制約による再生債務者の事業の再生機会の付与という中止命令の趣旨は、非典型担保の場合にも妥当するとして肯定説を採る⁽⁵⁸⁾。非典型担保

では、簡易な私的実行が認められ、早期に実行手続が終了してしまうので、中止命令によって別除権協定締結の交渉や担保権消滅請求の機会を確保する必要があるためである。⁽⁵⁹⁾しかし、他方で、担保権実行手続が法定されていない非典型担保において、具体的にどのような行為が中止命令の対象となるのか、また中止命令がどのような法的効果を持つのが必ずしもはっきりしない。

確かに、ファイナンス・リース契約における担保権の実行手続は、契約解除の意思表示だけでなく、担保物件の引渡しによつてはじめて終了すると理論構成して、リース物件の引渡しまでも中止命令の対象となると考えれば、中止命令によって担保権実行を阻止できなくもない。⁽⁶⁰⁾しかし、多数説は、契約解除の意思表示によりリース物件の所有権がリース業者に帰属した時点で、担保権の実行は終了し、あとは取戻権の問題が残るにすぎないから、契約解除後のリース業者による引渡請求訴訟や引渡しの執行は、中止命令の対象とはならないと解している。⁽⁶¹⁾

他方、契約解除の意思表示に先行して中止命令が発令されている場合には、リース物件の利用権の移転は禁止されるから、リース業者が担保権実行の終了を前提に取戻権を行使してきても、ユーザーは物件利用権が消滅していない

ことをリース業者に対抗することができる。しかし、裁判所が中止命令を発令する際には、事前に担保権者の意見を聴くことが手続的に要求されている(民再三一条二項)ので、契約解除の意思表示だけで担保権実行が終了するとの見解を前提にすると、審尋期日の告知を受けた担保権者が契約解除の意思表示をしてしまえば、中止命令を発令する余地はなくなるので、ファイナンス・リース契約において、中止命令により担保権の実行を中止することは困難といわざるをえない。⁽⁶²⁾

そういった意味で、本判決が再生手続開始申立て解除特約を無効としたことにより、民事再生法の用意した中止命令制度のファイナンス・リース契約における利用可能性は拡大したといえるが、しかし、同時に、ファイナンス・リース契約における担保権実行に対して中止命令が発令できるのか、また、具体的にどのような行為が中止命令の対象となるのかといった難しい問題を解決しない限り、たんに再生手続開始申立て解除特約を無効とするだけでは、ユーザー(再生債務者)と債権者との間の「権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業の再生を図る」(民再一条)という民事再生手続の趣旨・目的を達成することはできないように思われる。⁽⁶³⁾最初に、判旨結論に賛成である

が、今後に残された問題も多いと述べたのは、以上の理由からである。

- (1) 「1」判決の評釈ないし解説として、加茂紀久男・ジュリ七七〇号(一九八二年)七四頁、同『最高裁判所判例解説民事篇昭和五七年度』(法曹会、一九八七年)二八〇頁、山田二郎・金法一〇〇九号(一九八二年)一八頁、堀内仁・手形研究二六卷一〇号(一九八二年)四八頁、伊藤眞・民商八七卷五号(一九八三年)七四二頁、栗田隆・関西大学法学論集三三卷一〇号(一九八三年)二七二頁、霜島甲一・昭和五七年度重判解(ジュリ七九二号)(一九八三年)一四八頁、西澤宗英・法学研究五六卷七号(一九八三年)一二八頁、竹下守夫・判タ五〇五号(一九八三年)二七八頁、石川明・新倒産判例百選(一九九〇年)四四頁、家近正直・担保法の判例Ⅱ(一九九四年)一〇一頁、佐藤鉄男・商法(総則・商行為)判例百選〔第四版〕(二〇〇二年)一二六頁、三木浩一・倒産判例百選〔第四版〕(二〇〇六年)二六頁などがある。
- (2) 本判決の評釈ないし解説として、富森義明・ジュリ一三八四号(二〇〇九年)一二八頁、松田安正・NBL九〇七号(二〇〇九年)五八頁、中島肇・NBL九〇七号(二〇〇九年)六七頁、加藤賢Ⅱ坂井瑛美・民事研修(みんけん)六二四号(二〇〇九年)一四頁、進士肇・金判一三一

四号(二〇〇九年)二頁、永石一郎・金判一三一九号(二〇〇九年)八頁、小笠原浄二・金法一八六二号(二〇〇九年)六頁、岡正晶・金法一八七六号(二〇〇九年)四四頁、天川博義・判タ一三〇三三〇五頁、吉永一行・法セミ六五九号(二〇〇九年)一二四頁、酒井博行・北海学園大学法学研究四五卷二〇号(二〇〇九年)四〇九頁、佐藤鉄男・判時二〇六〇号(二〇一〇年)一六四頁(判評六一二二二頁)、杉本純子・判例セレクト二〇〇九Ⅱ(法教三五四号付録)(二〇一〇年)三三頁、村田典子・平成二〇年度重判解(ジュリ一三九八号)(二〇一〇年)一五五頁、倉部真由美・リマックス四〇号(二〇一〇年)一三八頁、高田賢治・速報判例解説六号(二〇一〇年)一六五頁、田中克志・静岡法務雑誌二〇号(二〇一〇年)三頁、松下淳一・民事再生法判例の分析と展開(金判一三六一号)(二〇一一年)一〇四頁などがある。

(3) 東京地判昭和五五年九月二五日下午級民集三三卷一—四号三〇二頁、東京地判昭和五七年三月二四日判時一〇五六号二〇八頁、来栖三郎『契約法』(有斐閣、一九七四年)二九五頁、庄政志『リースの実務知識〔新版〕』(商事法務研究会、一九七二年)一五二頁以下、加藤一郎Ⅱ椿寿夫編『リース取引法講座(下)』(金融財政事情研究会、一九八六年)二九七頁以下「植田勝博」など。

(4) 前掲「1」判決、最一小判平成五年一月二五日金法一

三九五号四九頁など。

- (5) 「2」判決の評釈ないし解説として、八木良一・ジュリ
一〇七四号(一九九五年)一三三頁、同『最高裁判所判例
解説民事篇平成七年度(上)』(法曹会、一九九八年)四〇一
頁、田原睦夫・金法一四二五号(一九九五年)一一頁、伊
藤眞・金法一四二八号(一九九五年)六二頁、山本和彦・
NB L五七四号(一九九五年)六頁、同・法教一八一号
(一九九五年)一一八頁、同・倒産判例百選〔第四版〕(二
〇〇六年)一三六頁、西澤宗英・法学研究六九卷六号(一
九九六年)一五二頁、高橋めぐみ・神奈川大学法学研究所
研究年報一五号(一九九六年)二三三頁、櫻井孝一・リマ
ークス一三三号(一九九六年)一四八頁、生田治郎・判タ九
一三三号(一九九六年)二七八頁、中西正・平成七年度重判
解(ジュリ一〇九一号)(一九九六年)一一一頁、大西武
士・判タ九六八号(一九九八年)一一〇頁、田邊光政・商
法(総則・商行為)判例百選〔第四版〕(二〇〇二年)一
五八頁、小塚莊一郎・商法(総則・商行為)判例百選〔第
五版〕(二〇〇八年)一五八頁などがある。

(6) 以上につき、遠藤元一「リース契約における倒産解除
特約と民事再生手続(上)——東京高平成一九・三・一四を契
機として」NB L八九三三三(二〇〇八年)一五頁、中井康
之「民事再生手続開始申立てを解除事由とするファイナン
スリース契約の特約が無効である等とされた事例」金法一

八四四号(二〇〇八年)五四頁、進士・前掲注(2)八頁な
ど。

- (7) このことにつき、長井秀典「更生担保権をめぐる諸問
題」門口正人編『現代裁判法大系』(20)〔会社更生・会社整
理・特別清算〕(新日本法規出版、一九九八年)一五六頁、
田原睦夫「担保権消滅請求制度の機能と課題」新堂幸司
山本和彦編『民事手続と商事法務』(商事法務、二〇〇六
年)一三六頁、西謙二中山孝雄編『破産・民事再生の実
務(下)〔新版〕』(きんざい、二〇〇八年)一四五頁「小河原
寧」、山本和彦「倒産手続におけるリース契約の処遇」金
法一六八〇号(二〇〇三年)八頁、遠藤・前掲注(6)一五
頁、進士・前掲注(2)八頁、天川・前掲注(2)八頁、松
下・前掲注(2)一〇六頁など。ちなみに、大阪地方裁判所
第六民事部では、リース料債権を別除権付き再生債権とし
て取り扱うことを公表している(井田宏「民事再生手続に
おける再生債権の取扱い——大阪地裁倒産部における取扱
い及び関連する問題点の検討」判タ一一〇二二号「二〇〇二
年」四頁)のに対し、東京地方裁判所民事第二〇部では、
リース料債権の取扱いにつき、一律の基準を設けず、再生
債務者および代理人が個別事件ごとに監督委員の意見を聴
きつつ検討する方式を採用していると報告されている(西
中山編・前掲一四七頁「小河原」・一六六頁「松井洋」、
野口宣大「民事再生手続における共益債権」金法一五九四

号「二〇〇〇年」五九頁。しかし、東京地方裁判所民事第二〇部の裁判官に確認したところ、現在では、東京地方裁判所でも、別除権付き再生債権として取り扱っているとのことである。

(8) 天川・前掲注(2)九頁。

(9) 福永有利「ファイナンス・リース契約と倒産法」判タ五〇七号(一九八三年)四頁、竹下守夫「ファイナンス・リースと会社更生——東京地裁昭和六三年六月二八日判決の検討」『担保権と民事執行・倒産手続』(有斐閣、一九九〇年〔初出、一九七二年〕三五四頁、田原・前掲注(5)一四頁、伊藤・前掲注(5)六四頁以下など。

(10) 山本・前掲注(5)NBL五七四号一頁以下、同・前掲注(7)九頁、長井・前掲注(7)一五六頁、卷之内茂「ユーザーの民事再生申立てとリース契約の解除・継続についての法的考察」金法一五九七号(二〇〇〇年)二九頁、同「各種契約の整理(Ⅲ)——リース契約」園尾隆司ほか編『新・裁判実務大系⁽²⁸⁾新版破産法』(青林書院、二〇〇七年)二三四頁など。

(11) 大阪地判平成一三年七月一九日判時一七六二号一四八頁・金法一六三六号五八頁、東京地判平成一五年一二月二二日判タ一一四一号二七九頁・金法一七〇五号五〇頁など。

(12) 山本・前掲注(7)九頁、遠藤・前掲注(6)一六頁。

(13) 山本・前掲注(7)九頁、遠藤・前掲注(6)一六一一七

頁、進士・前掲注(2)八頁、前掲東京地判平成一五年一月二二日など。

(14) 才口千晴Ⅱ伊藤眞監修『新注釈民事再生法(上)(第二版)』(金融財政事情研究会、二〇一〇年)一五五—一五六頁「三森仁」。

(15) 卷之内・前掲注(10)「各種契約の整理(Ⅲ)——リース契約」園尾隆司ほか編『新・裁判実務大系⁽²⁸⁾新版破産法』二三五頁、中西正「本件原審判批」リマックス三七号(二〇〇八年)一四三頁、中井・前掲注(6)五四頁など。ちなみに、リース契約を担保権と捉える以上、リース業者は、リース物件の取戻しと残リース料債権についての清算義務があり、残リース料があれば、それを再生債権として行使することができる。前掲「1」判決、遠藤・前掲注(6)一八頁参照。

(16) 安木健ほか編著『新版一問一答民事再生法の実務』(経済法令研究会、二〇〇六年)三〇八頁「木内道祥」。

(17) この問題については、酒井・前掲注(2)四二四頁以下が詳しい。

(18) 竹下守夫「所有権留保と破産・会社更生」『担保権と民事執行・倒産手続』(有斐閣、一九九〇年〔初出、一九七三年〕三一—三二二頁。

(19) 兼子一監修・三ヶ月章ほか『条解会社更生法(中)』(弘文堂、一九七三年)三〇七頁、伊藤眞「更生手続申立と契

約の解除」金判七一九号（一九八五年）七八頁、同『破産法・民事再生法〔第二版〕』（有斐閣、二〇〇九年）二七四頁・六七九頁。基本的に同旨、中野貞一郎「道下徹編『基本法コンメンタール破産法〔第二版〕』（日本評論社、一九九七年）八六頁「宮川知法」、田邊誠「解除権留保特約の効力」判タ八三〇号（一九九四年）二六三頁、園尾隆司「小林秀之編『条解民事再生法〔第二版〕』（弘文堂、二〇〇七年）二一二頁「西澤宗英」、伊藤眞ほか『条解破産法』（弘文堂、二〇一〇年）三九〇―三九二頁、中島弘雅『体系倒産法Ⅰ〔破産・特別清算〕』（中央経済社、二〇〇七年）二三八頁など。

(20) このことにつき、松下淳一『民事再生法入門』（有斐閣、二〇〇九年）一一七頁。

(21) たとえば、東京高判平成一九年三月一日判タ一二四六号三三七頁、富永浩明「各種契約の整理（Ⅱ）——賃貸借契約(2)」園尾隆司ほか編『新・裁判実務大系(28)新版破産法』二一〇頁。

(22) 前掲東京地判平成一五年二月二二日、本件第一審判決。

(23) 上野正彦ほか編『詳解民事再生法の実務』（第一法規出版、二〇〇〇年）三六九頁以下「佐藤りえ子」、巻之内・前掲注(10)「ユーザーの民事再生申立てとリース契約の解除・継続についての法的考察」金法一五九七号二八頁、

市川充「民事再生手続におけるリースの処遇」銀行法務21第五七八号（二〇〇〇年）二二頁、小林信明「非典型担保権の倒産手続における処遇——譲渡担保権を中心として」佐藤歳二ほか編『新担保・執行法講座(4)』（民事法研究会、二〇〇九年）二四二頁など。

(24) 以上の学説の分類については、松下・前掲注(20)一一七頁を参照した。倒産解除特約の効力について論じた最近の研究として、水元宏典「倒産解除特約の効力論序説——ドイツ法の素描」青山善充先生古稀祝賀『民事手続法学の新たな地平』（有斐閣、二〇〇九年）八八五頁以下、同「契約の自由と倒産解除特約の効力」熊本法学一一七号（二〇〇九年）一頁以下、工藤敏隆「倒産解除条項の倒産手続における効力」法学政治学論究（慶應義塾大学）八一号（二〇〇九年）一頁以下、森倫洋「民事再生手続における各種契約条項の拘束力の有無」事業再生研究機構編『民事再生の実務と理論』（商事法務、二〇一〇年）六九頁以下がある。

(25) 松下・前掲注(2)一〇六頁。

(26) 中井・前掲注(6)五四頁。

(27) 本件第一審判決のほか、前掲東京地判平成一五年二月二二日。また、前掲大阪地判平成一三年七月一九日は、ファイナンス・リース契約のユーザーが仮差押えを受けたことを解除事由とする特約に基づいて再生手続開始前に

リース契約を解除された事案において、やはり同様の理由を掲げて、上記特約の効力を無効とすることはできないと判示している。

(28) 上野ほか編・前掲注(23)三六九頁以下「佐藤りえ子」、卷之内・前掲注(10)「ユーザーの民事再生申立てとリース契約の解除・継続についての法的考察」金法一五九七号二七頁、市川・前掲注(23)二二頁、中西・前掲注(15)一四三頁、倉部・前掲注(2)一四〇頁など。

(29) 遠藤元一弁護士は、民事再生法の採用したかかる利益調整スキームのことを、「別除権についての利益調整スキーム」と呼んでいる。遠藤・前掲注(6)一八頁。

(30) このことにつき、進士・前掲注(2)九頁、天川・前掲注(2)九頁。

(31) ちなみに、本件特約で、法的倒産処理手続として具体的に記載されているのは、「整理、和議、破産、会社更生などの申立て」である。本件では、B社は民事再生手続開始の申立てをしているので、厳密には、民事再生手続開始申立てがここにいう法的倒産手続に含まれるか否かも問題となり得る。この点につき、本件原判決は、「これは法的倒産手続の申立てを例示的に列挙したものであり、『など』の中には、和議法に代わって制定された民事再生法の民事再生手続開始の申立てが当然に含まれるものと解される」と判示している。本判決も、本件特約に定める契約解除事

由に、民事再生手続開始申立てが含まれることを当然の前提としているが、この点について特に異論はあるまい。

(32) 松下・前掲注(2)一〇六頁。

(33) 高田賢治・前掲注(2)一六七頁、佐藤鉄男・前掲注(2)一六七頁。

(34) 松下・前掲注(2)一〇六一一〇七頁。

(35) 天川・前掲注(2)一二頁注(12)参照。

(36) 松下・前掲注(2)一〇七頁。

(37) 中島肇・前掲注(2)六九頁、松下・前掲注(2)一〇七頁など。

(38) 以上につき、松下・前掲注(2)一〇七頁参照。

(39) 中西・前掲注(15)一四三頁、松下・前掲注(2)一〇七頁参照。

(40) 倉部・前掲注(2)一四〇―一四一頁は、本件再生手続開始申立て解除特約を有効と解する立場から、かかる「対応」が可能であることを論じている。

(41) 松下・前掲注(2)一〇七頁。

(42) このことにつき、佐藤鉄男・前掲注(1)一二七頁。

(43) 本間靖規「各規約款の倒産解除特約の効力」河野正憲 Ⅱ 中島弘雅編『倒産法大系』(弘文堂、二〇〇一年)五六五―五六六頁。

(44) 小笠原・前掲注(2)七頁。

(45) 民事再生法には、破産法一〇三条に相当する規定は置

かれていない。

(46) 遠藤・前掲注(6)三六頁。

(47) 山本・前掲注(7)一二頁、井田・前掲注(7)六頁、遠藤元一「リース契約における倒産解除特約と民事再生手続(下)——東京高平成一九・三・一四を契機として」NBL八九四号(二〇〇八年)三八頁ほか。

(48) ファイナンス・リース契約に関して述べられたものではないが、伊藤・前掲注(19)『破産法・民事再生法(第二版)』一〇五—一〇六頁、竹下・前掲注(1)二七八頁、同・前掲注(18)三三一頁、三木・前掲注(1)二七頁など参照。

(49) 再生手続開始申立てから再生手続開始までの期間は、早い裁判所で一週間、遅い裁判所で三週間といわれている。この点については、中井康之「主要裁判所における運用状況」事業再生と債権管理一一五号(二〇〇七年)四七頁の〔資料3〕再生手続の標準スケジュールを参照されたい。

(50) 村田・前掲注(2)一五六頁参照。再生債務者が別除権者との間で締結するような弁済協定(別除権協定)は、別除権の目的物の(全部または一部の)受戻し(民再四一条一項九号)を内容とする契約と考えられる。井田・前掲注(7)七頁、卷之内・前掲注(10)「ユーザーの民事再生申立てとリース契約の解除・継続についての法的考察」金法一五九七号二九頁など。別除権協定については、井田・前

掲注(7)六—七頁のほか、倉部真由美「別除権協定について」事業再生研究機構編『民事再生の実務と理論』三四二頁以下が詳しい。

(51) 岡・前掲注(2)四六—四七頁、松下・前掲注(2)一〇七頁、酒井・前掲注(2)四二二頁など。

(52) 加藤Ⅱ坂井・前掲注(2)二七頁、天川・前掲注(2)一〇頁。

(53) 進士・前掲注(2)九頁、中島肇・前掲注(2)七〇—七一頁。山本和彦教授も、慶應義塾大学民事訴訟法研究会において、保全処分発令中、債務不履行に基づく解除を否定しながら、再生手続開始後に債務不履行を理由に解除を認めるのは、理論的に一貫しないのではないかと発言された。

(54) 深山卓也ほか『一問一答民事再生法』(商事法務研究会、二〇〇〇年)一一四頁。

(55) 井田・前掲注(7)五頁、遠藤・前掲注(47)三八頁、倉部・前掲注(2)一四二頁、天川・前掲注(2)一〇頁など。

(56) 天川・前掲注(2)一〇—一一頁。

(57) 西謙二「民事再生手続における留置権及び非典型担保について」民訴雑誌五四号(二〇〇八年)六九頁、西Ⅱ中山編・前掲注(7)七八頁「中山孝雄」。

(58) 伊藤・前掲注(19)『破産法・民事再生法(第二版)』六〇—一頁、松下・前掲注(20)一〇〇頁、山本和彦ほか『倒

- 産法概説〔第二版〕（弘文堂、二〇一〇年）四〇六頁「笠井正俊」、園尾〓小林編・前掲注（19）一二七頁「高田裕成」、才口〓伊藤監修・前掲注（14）一五五―一五六頁「三森」、遠藤・前掲注（6）一八頁など。
- （59） 小林信明「担保権実行手続の中止命令の適切な利用——非典型担保への類推適用」事業再生研究機構編『民事再生法の実務と理論』三三―三四頁。
- （60） 才口〓伊藤監修・前掲注（14）一五五―一五六頁「三森」。
- （61） 山本・前掲注（7）一三頁、遠藤・前掲注（6）一九頁、進士・前掲注（2）一〇頁など。
- （62） 遠藤・前掲注（6）一九頁など。
- （63） 本判決を前提にした場合の今後の議論の方向性については、進士・前掲注（2）一〇頁、岡・前掲注（2）四七頁、酒井・前掲注（2）四二四頁、小笠原・前掲注（2）七頁、松下・前掲注（2）一〇七頁など参照。

中島 弘雅